

入札参加資格設定調書

平成 年 月 日作成

工事所管課 _____ 課

建設工事名		工 種	
建設工事場所	掛川市 地内 工 期 平成 年 月 日	設計金額	
方 式	制限付き一般競争入札	構成員数	
建設工事概要			
公 告 日	平成 年 月 日	申 請 書 等 の 提 出 期 限 の 日	平成 年 月 日
資格の認定日	平成 年 月 日	入 札 日	平成 年 月 日
資 格 要 件	代表構成 員に求め るもの		
	その他の 構成員に 求めるもの		
資格要件の 設 定 理 由	掛川市特定建設工事共同企業体取扱要綱による。		
見込対象者数			
申請書・資料 作成説明会の 有無及び日程	な し		
添 付 資 料	位置図・平面図・断面図		

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

掛川市長 戸塚進也様

共同企業体の名称

住 所

代表構成員

商 号

氏 名

印

住 所

その他構成員

商 号

氏 名

印

このたび、連帯責任によって下記工事の共同企業体による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 建設工事名

2 上記工事に伴う付帯工事

同種工事の施工実績表

入札参加を希望する工事名 _____

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体 / J V (出資比率 %)
工 事 概 要 等	規 模 ・ 寸 法	
	構 造 形 式	
	使 用 材 料 ・ 数 量	
	設 計 条 件	
	そ の 他	

過去において施工した工事を1件記載すること。

記載した施工実績を証明する書類を添付すること。（例：契約書の写し）

共同企業体で施工した場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。

配置予定技術者等の資格・工事経歴表

入札参加を希望する工事名 _____

会社名 _____

技術者の氏名		
最終学歴		
法令による免許		
工事 経 験 の 概 要 等	建設工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体 / JV (出資比率 %)
	従事役職	
	規模・寸法	
	構造形式	
	使用材料・数量	
	設計条件	
	その他	

1 法令による免許については、免許を証明する書面の写しを添付すること。

許可等の状況

会社名 _____

項目	内容	
建設業法第3条に規定する特定建設業の許可状況	(発注業種の許可状況 許可年月日・許可番号)	
静岡県内にある営業所等の状況	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表者氏名	
	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表者氏名	
	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表者氏名	
建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果	(発注業種 結果通知年月日・経営事項審査の総合評点)	

(注) 静岡県内に、建設業法第3条に規定する営業所があることを証明する書類(建設業許可通知書(証明書)、又は、建設業の許可申請書(受付印のあるもの)の様式第1号及び別表、又は、様式第二十二号の二の写し等)を添付してください。

様式第6号(第11条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 掛川市発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。
以下、単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」とい
う。)と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 月を経過
するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわら
ず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び商号)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号

住所

商号

(代表者の商号)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を
行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負
代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理す
る権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者
と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価する
ものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の
施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関
する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとし
る。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に
伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代
表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行われぬ。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めぬ事項)

第19条 この協定書に定めぬ事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表取締役

印

代表取締役

印

入札参加資格審査結果通知書

掛管契第 号
平成 年 月 日

建設工事共同企業体 様

掛川市長 戸塚進也

先に申請のあった下記工事に係る入札参加資格審査の結果を通知します。

記

入札公告日	平成 年 月 日	
建設工事名		
建設工事場所	掛川市 地内	
入札参加資格	・認定する ・認定しない	
の審査結果	認定しない 場合の理由	

- 1 入札参加資格が認定されなかった共同企業体は、当職に対して入札参加資格が認定されなかった理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、平成 年 月 日 () までに、掛川市役所管財課契約検査係へ、その旨を記載した書面を提出してください。

特定建設工事共同企業体編成表

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(名 称)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定建設工事共同企業体運営委員会</td> </tr> </table>	(名 称)	特定建設工事共同企業体運営委員会	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: center;">(建設株式会社)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委 員</td> <td style="text-align: center;">(建設株式会社)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(建設株式会社)</td> </tr> </table>	委員長	(建設株式会社)	委 員	(建設株式会社)		(建設株式会社)
(名 称)										
特定建設工事共同企業体運営委員会										
委員長	(建設株式会社)									
委 員	(建設株式会社)									
	(建設株式会社)									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">特定建設工事共同企業体工事事務所</td> </tr> </table>			特定建設工事共同企業体工事事務所							
特定建設工事共同企業体工事事務所										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所長</td> <td style="text-align: center;">(建設株式会社)</td> </tr> </table>			所長	(建設株式会社)						
所長	(建設株式会社)									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">工務長</td> <td style="text-align: center;">(建設株式会社)</td> </tr> </table>	工務長	(建設株式会社)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">事務長</td> <td style="text-align: center;">(建設株式会社)</td> </tr> </table>	事務長	(建設株式会社)				
工務長	(建設株式会社)									
事務長	(建設株式会社)									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">工務主任（班長）TEL</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">会 社 名</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>			工務主任（班長）TEL		氏 名	会 社 名				
工務主任（班長）TEL										
氏 名	会 社 名									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">工 務 係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">会 社 名</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>			工 務 係		氏 名	会 社 名				
工 務 係										
氏 名	会 社 名									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">事務主任（班長）TEL</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">会 社 名</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>			事務主任（班長）TEL		氏 名	会 社 名				
事務主任（班長）TEL										
氏 名	会 社 名									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">事 務 係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">会 社 名</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>			事 務 係		氏 名	会 社 名				
事 務 係										
氏 名	会 社 名									

- 1 本表の構成は標準的なものを示したものであり、役職名等も記入例である。
- 2 記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。

様式第6号(第11条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 掛川市発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。
以下、単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」とい
う。) と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 月を経過
するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわら
ず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び商号)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号

住所

商号

(代表者の商号)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を
行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己
の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に
属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者
と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価する
ものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の
施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関
する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとし
る。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に
伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、~~代表者の名義により設けられ
た共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座~~によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行われぬ。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、前第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めぬ事項)

第19条 この協定書に定めぬ事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表取締役

印

代表取締役

印